

議案第36号

目黒区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年9月7日

提出者 目黒区長 青木英二

目黒区印鑑条例の一部を改正する条例

目黒区印鑑条例（昭和50年3月目黒区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「成年被後見人」の次に「（次条第2項の規定により申請する者を除く。）」を加える。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、登録申請者が成年被後見人である場合は、法定代理人が当該登録申請者に同行した上で、印鑑を提示して印鑑登録申請書により自ら申請しなければならない。

第5条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、登録申請者が成年被後見人である場合は、法定代理人を当該登録申請者に同行させた上で確認を行うものとする。

第9条第1項中「代理人」の次に「（印鑑の登録を受けた者が成年被後見人である場合にあっては、法定代理人）」を加える。

第11条に次のただし書きを加える。

ただし、印鑑登録者が成年被後見人である場合は、法定代理人が当該印鑑登録者に同行した上で届け出なければならない。

第13条中「代理人」の次に「（印鑑登録者が成年被後見人である場合にあっては、法定代理人）」を加える。

第14条に次の1項を加える。

3 前2項の規定による申請をしようとする印鑑登録者が成年被後見人である

場合は、法定代理人が当該印鑑登録者に同行した上で申請しなければならない。

第16条中「印鑑登録者」の次に「(成年被後見人を除く。)」を加え、「・第10条・」を「、第10条、」に、「同条第2項」を「第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 印鑑登録者が成年被後見人である場合であつて、第10条の申請を自ら行うことができないときは、法定代理人により行うことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 成年被後見人に係る印鑑の登録資格等を見直すため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
(登録資格) 第3条 (現行に同じ。) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。 (1) (現行に同じ。) (2) 成年被後見人 <u>(次条第2項の規定により申請する者を除く。)</u>	(登録資格) 第3条 (省略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。 (1) (省略) (2) 成年被後見人
(登録申請) 第4条 (現行に同じ。) 2 前項の規定にかかわらず、登録申請者が成年被後見人である場合は、法定代理人が当該登録申請者に同行した上で、印鑑を提示して印鑑登録申請書により自ら申請しなければならない。	(登録申請) 第4条 (省略)
(登録申請の確認) 第5条 (現行に同じ。) 2 前項の確認は、郵送その他区長が適当と認める方法により登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び区長が適当と認める書類を登録申請	(登録申請の確認) 第5条 (省略) 2 前項の確認は、郵送その他区長が適当と認める方法により登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び区長が適当と認める書類を登録申請

者に持参させることによって行うものとする。ただし、登録申請者が成年被後見人である場合は、法定代理人を当該登録申請者に同行させた上で確認を行うものとする。

3・4 (現行に同じ。)

(印鑑登録証の交付)

第9条 区長は、印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けている旨を証する書面（以下「印鑑登録証」という。）を当該印鑑の登録を受けた者又はその代理人（印鑑の登録を受けた者が成年被後見人である場合にあっては、法定代理人）に対して直接に交付する。

2 (現行に同じ。)

(印鑑登録証亡失の届出)

第11条 印鑑登録者は、印鑑登録証を亡失したときは、印鑑登録証亡失届により直ちにその旨を届け出なければならない。ただし、印鑑登録者が成年被後見人である場合は、法定代理人が当該印鑑登録者に同行した上で届け出なければならない。

(印鑑登録原票登録事項変更の届出)

第13条 印鑑登録者又はその代理人（印鑑登録者が成年被後見人である場合にあっては、法定代理人）は、印鑑登録原票の登録事項（印影を除く。）について変更しようとするときは、印鑑登録証を提示して印鑑登

者に持参させることによって行うものとする。

3・4 (省略)

(印鑑登録証の交付)

第9条 区長は、印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けている旨を証する書面（以下「印鑑登録証」という。）を当該印鑑の登録を受けた者又はその代理人に対して直接に交付する。

2 (省略)

(印鑑登録証亡失の届出)

第11条 印鑑登録者は、印鑑登録証を亡失したときは、印鑑登録証亡失届により直ちにその旨を届け出なければならない。

(印鑑登録原票登録事項変更の届出)

第13条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録原票の登録事項（印影を除く。）について変更しようとするときは、印鑑登録証を提示して印鑑登

)について変更しようとするときは、印鑑登録証を提示して印鑑登録原票登録事項変更届によりその旨を届け出なければならない。

(登録廃止の申請)

第14条 (現行に同じ。)

2 (現行に同じ。)

3 前2項の規定による申請をしようとする印鑑登録者が成年被後見人である場合は、法定代理人が当該印鑑登録者に同行した上で申請しなければならない。

(代理人)

第16条 登録申請者又は印鑑登録者（成年被後見人を除く。）が第5条第2項、第10条、第11条並びに第14条第1項及び第2項の申請等を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人により行うことができる。

2 印鑑登録者が成年被後見人である場合であって、第10条の申請を自ら行うことができないときは、法定代理人により行うことができる。

録原票登録事項変更届によりその旨を届け出なければならない。

(登録廃止の申請)

第14条 (省略)

2 (省略)

(代理人)

第16条 登録申請者又は印鑑登録者が第5条第2項・第10条・第11条並びに第14条第1項及び同条第2項の申請等を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人により行うことができる。